

再雇用職員給与等支給規程

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 社会福祉法人東京聖労院（以下「法人」という）が運営する特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、高齢者在宅介護支援センター、児童厚生施設等（以下「施設」という）に勤務する再雇用職員について再雇用職員就業規則第38条に規定する給与・退職金等を定めるものとする。

(均等待遇)

第2条 再雇用職員の国籍、信条、性別等を理由として差別的取扱いをしない。

(給与の種類)

第3条 再雇用職員の給与は、本俸及び第4章に定める手当とする。

(給与の計算期間)

第4条 フルタイム再雇用職員の給与の計算期間は当月1日から当月末日までとする。ただし、夜勤手当、超過勤務手当、年末年始手当等の計算は、毎月末日をもって締め切り、翌月給与支払日に支払う。

2 前項の規定は、賞与については適用しない。

3 短時間再雇用職員の給与の計算期間は当月1日から当月末日までとする。ただし、毎月末日をもって締め切り、翌月給与支払日に支払う。

4 前3項の規定は、特別賞与については適用しない。

(給与の計算方法)

第5条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、就業規則等で特に定める場合は、その規定による。

2 一給与計算期間における給与の総額、賞与に1円未満の端数を生じた場合は四捨五入とする。

(給与の支払日)

第6条 給与は給与計算期間の当月27日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

2 前項の規定は、賞与については適用しない。

(非常時払い)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には再雇用職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 再雇用職員の疾病、災害及びやむを得ない事由があると施設長が認めるとき
- (2) 再雇用職員の収入によって生計を維持するものが、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又はやむを得ない事由があると施設長が認めるとき
- (3) 再雇用職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- (4) 前各号のほか、やむを得ない事情があると施設長が認めるとき

(給与の支払と控除)

第8条 給与は通貨で直接再雇用職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるもの及び職員の代表者と書面により協定したものは、これを控除して支給することができる。

なお、再雇用職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する金融機関の当該職員の預金口座等への振込によることができる。

第2章 本 俸

(給与形態・本俸月額)

第9条 フルタイム再雇用職員の本俸は月額制とする。特別の事情により月額制によりがたい場合は日給制又は時給制を採用することができる。

2 フルタイム再雇用職員の本俸月額は、給与等支給規程で定める初任給等格付給料表と昇給額等による。ただし、特別の事情により初任給等格付給料表により難しい場合は、その都度定める。

3 短時間再雇用職員の本俸は時給制とする。特別の事情によりがたい場合は月額制又は日給制を採用することができる。

4 短時間再雇用職員の賃金は、別表(3)で定める短時間再雇用職員等の賃金等による。ただし、特別の事情により別表(3)により難しい場合は、その都度定める。

(本俸格付)

第10条 フルタイム再雇用職員の本俸格付は原則として別表(1)のとおりとする。

(初任給等格付給料表・級号の変更)

第11条 資格の取得、昇格、職種の変更等により現に受けている初任給格付給料表又は級号を変更する必要がある場合は、別表(1)により変更する。

ただし、特別の事情がある場合はこれを考慮して定めることができる。

2 前項の資格の取得、昇格、職種の変更等の認定及び決定は、人事考課等を基準として各人ごとに行う。

第3章 昇 給

(昇給の取扱い)

第12条 昇給は、原則として行わない。

(特別昇給・臨時昇給)

第13条 特別昇給又は臨時昇給は、特別又は臨時に必要があると認めたとときに行う。

第4章 手 当

(手当の種類及び額等)

第14条 再雇用職員に対し、別表(2)に定める手当を支給する。

第5章 退 職 金

(退職金)

第15条 再雇用職員には、退職金を支給しない。

第6章 改 正

(改正)

第16条 この規程の改正は、職員の代表者の意見を聴いた上、理事会の議決により行う。

(付則)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

平成20年6月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成21年6月1日 一部改正

平成21年10月1日 一部改正

平成23年1月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成26年10月1日 一部改正

平成27年1月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成29年10月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正